

## &lt;研究ノート&gt;

文献解題 Warren J McGregor: Liabilities—The Neglected Element:  
A Conceptual Analysis of the Financial Reporting of Liabilities  
(AASB Occasional Paper No.1)

赤塚尚之

## I 本稿について

## 1.1 本稿の目的と概要

本稿は、オーストラリア会計基準審議会(AASB)より2013年10月に公表されたOccasional Paper No.1「負債—手付かずの構成要素：負債の財務報告についての概念的分析」(元IASB理事Warren J McGregor著,以下,「OP」)において提案された負債会計のモデルの詳細を把握することを、第一義的な目的とするものである<sup>1)</sup>。本稿は、OPの構成に即して(当時の)負債会計をめぐる国際的動向を整理したうえで、OPの提案に言及している。

OPは、2013年12月開催の会計基準アドバイザリーフォーラム(ASAF)において取り上げられた。なお、ASAFに際し、プレゼンテーション用のハンドアウト(McGregor 2013b)も別途用意されている。当該ハンドアウトは、IASBが2013年7月に公表した討議資料「財務報告の概念フレームワークの見直し」(以下,「DP」)における「予備的見解」との相違に言及している。OPとDPは、いずれもIASBの現行フレームワークに則り、「資金提供者が資金提供に関する意思決定を行う際に有用となる財務情報を提供すること」を財務報告の目的とし、「目的適合性」と「忠実な表現」を有用な財務情報の基本的な

質的特性としている(IASB 2010a, pars. OB 2 and QC 5)。それにもかかわらず、双方の提案には大小様々な相違がみられる。そこで、副次的にはあるが、OPについての論評のほか、OPとDPの提案の比較、さらにはASAFにおける議論についても言及する<sup>2)</sup>。

## 1.2 OPの問題意識(OP第1章「なぜ負債に関するOPを公表するのか?」)

まず、OPは、資産の会計問題により多くの焦点が当てられてきたことにより、負債の会計問題が看過されてきた事実を指摘している。その主な原因として、OPは、①一部の負債の特性に起因する検討課題の複雑化と、②「現在の価値(current value)」を基礎とした測定において生じる「直観に反する(counter-intuitive)」結果を挙げる(OP, par. 1.1)。

問題を複雑にする「負債の特性」とは、訴訟負債や資産除去債務等、一部の負債が交換取引を経ることなく(対価の受領なく)発生し、存在の判定が不明確となる点である(OP, par. 1.2)。つまり、負債は、識別可能な相手方が存在しなくとも、また、現在の債務が存在する明確な証拠がなくとも存在しうることであり、資産と負債の取扱いに非対称を生んできた(OP, fn. 2)。また、存在の判定問題をクリアすると、次のような測定問題に直面することとなる。非交

1) AASBは、OPを、財務報告をめぐる諸論点の詳細な検討により議論を促進し、会計基準設定における「ソートリーダーシップ(thought leadership)」を発揮すべく公表されるものと位置づけている。ただし、OPにおいて提示された見解は、AASBの公式見解ではなく、あくまでも著者(本稿が取り上げるNo. 1はMcGregor氏)によるものである。

2) 本稿は、DP公表以降の概念フレームワークをめぐる最新の動向には言及しない。

換取引により生じる負債には「原価が存在しない (costless)」から、代替的な測定基礎を選択して適用しなければならない。このとき、政府補助金を名目価額 (ゼロ) で測定すべきであるとか、訴訟負債の認識を主要な不確実性が解消されるまで遅延すべきといった主張がなされる (OP, par. 1.3)。さらに、「現在の価値」による測定に関して、利子率にリスク調整 (負債額の増額) を行う際のリスクフリー利子率の引下げや、不履行リスクの反映に伴う負債額の減少と評価益の発生には、直観的に違和感を覚える論者も多い (OP, pars. 1.4 and 1.5)。

これらについて、会計基準設定主体は、基準設定をつうじて対処してきた。もっとも、多くの論点が未解決であり、提示された結論も首尾一貫性を欠き、概念上の厳格さに欠けていると、OPは指摘している (OP, par. 1.6)。そこで、OPは、概念上首尾一貫した手法による分析をつうじて負債情報の質の飛躍的な改善に資することを目的として、定義、認識、測定、開示問題に関する相互に関連した諸提案を行う (OP, Synopsis and par. 1.8)。

### 1.3 基本的な考え方と構成

OPの基本的な考え方は、次のとおりである (OP, Synopsis)。

- (a) 負債を広範に定義する (法的に強制可能なものに限定しない)。
- (b) 認識要件は、「定義の充足」のみで足りる (個別要件は不要である)。
- (c) すべての負債を、当初測定において「現在の価値」(「出口価格 (= 公正価値)」) によって測定する。事後測定においても、多くの負債を「現在の価値」によって測定する (原則として、単一の測定属性を適用する)。

以上に基づき提案される負債会計のモデルは、

現状よりも負債を完全なかたちで表示し、負債に関する経済的負担をよりよく反映するとされる (OP, Synopsis)。OPは、次の6章から構成される。

- 第1章 問題の所在 (「なぜ負債に関する OP を公表するのか?」)
- 第2章 定義 (「負債とは何か? 負債はいつ発生するのか?」)
- 第3章 認識 (「負債はいつ認識すべきか?」)
- 第4章 測定 (「負債はいかに測定すべきか?」)
- 第5章 開示 (「負債に関するいかなる情報を開示すべきか?」)
- 第6章 今後の展望 (「これからどこへ向かうのか?」)

OPは、IASB, AASB, FASB, 国際公会計基準審議会 (IPSASB) の現行フレームワークと諸基準さらにはそれらの改訂動向を参照して諸論点に対する見解を提示し<sup>3)</sup>、すべての負債項目に適用すべき会計モデルを構築している。

## II 負債の定義 (OP 第2章「負債とは何か? 負債はいつ発生するのか?」)

### 2.1 負債の定義をめぐる動向と OP の概要

OPは、負債の定義について、とくに範囲の策定に焦点を当てて検討を行っている。

現行の概念フレームワークにおいて、IASBは、負債を「過去の事象により生じる現在の債務であり、決済に際し経済的便益を意味する資源が流出することが予想されるもの」(IASB 2010a, par. 4.4(b)) と定義する。そして、IASBの定義もそうであるように、①過去の事象 (または取引) に起因すること、②特定の主体が負担する (現在の) 債務であること、③将来に資源流出を伴うことの3つが、負債の本質的な特徴と理解されてきた。

3) なお、本稿は、IASBのフレームワークと諸基準を主に参照し、必要に応じてその他に言及する。

負債の範囲は、②の特徴と関連を有する。つまり、負債の範囲をめぐる問題は、負債の本質にかかわる問題である。ここに「債務 (obligation)」とは、「特定の方法によって実行または履行する義務または責任」をいい、「債務を負担する」とは、「相手方または第三者に対する資源流出を回避する余地がないか、あってもほとんどない (little, if any, discretion to avoid)」状況にあることをいう (IASB 2010a, pars. 4.15-4.16)。債務負担にかかる文言より、「債務」には、法的債務以外の債務(「推定債務 (constructive obligation)」)も該当する (IASB 2010a, par. 4.15)。また、例えば IAS 第19号「従業員給付」、IAS 第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」、および IFRS 第2号「株式に基づく報酬」がそうであるように (IAS 19, par. 4(c); IAS 37, par. 14(a); IFRS 2, par. 41)、基準が対象とする具体的な項目の範囲は、フレームワークの見解と概ね整合的であるといっている<sup>4)</sup>。

ところが、IASBとFASBとの共同プロジェクト(現在はIASB単独のプロジェクトとして進行)である「概念フレームワークプロジェクト(当時にいう「フェーズB」)」は、一転して負債の範囲を制限するよう提案した。具体的には、2008年の段階において、「報告主体が債務者となる現在の経済的債務<sup>5)</sup>」(IASB 2008, par. 8)という負債の定義案が提示された。そして、報告主体は、「経済的債務を負担し、そうすることが法またはそれと同等の手段によって強制される場合、債務者 (obligor) となる」(IASB 2008, par. 8)。つまり、「法またはそれと同等の手段によって強制可能であること」が負債として不可欠な要素となり、法的拘束力がなくとも経済的または倫理的見地より資源流出を回避する余地が排除されているとして法的根

拠を有する負債と同列に扱われてきた諸項目は、負債に該当しなくなる。

さらに一転して、負債の範囲をめぐる近年の基準レベルの提案は、以上の概念レベルの提案とは真逆の方向性を示している。IAS 第37号に代わる新規のIFRS作業草案「負債」(「負債プロジェクト」)は、文言修正を施して範囲を縮小したうえで、推定債務を根拠とする項目を適用対象とするよう提案している (IASB 2010b, par. 12)。同様に、IASBの保険契約草案は、「有配当またはウィズプロフィット (participating or with profits) 保険契約」にかかるキャッシュフローの測定について、法的さらには推定債務を根拠としたものに限定しない旨、提案している (IASB 2010d, par. BC70)。

このように、負債の範囲をめぐる、概念レベルと基準レベルの提案に齟齬が生じているのが、OPが前提とする当時の状況である(その後のDPにおいては、推定債務を含むとする予備の見解が提示されている)。以上をふまえ、OPは、負債の範囲をめぐる議論を整理し、範囲の拡大を支持する見解を表明する。そのうえで、「報告主体の負債とは、当該主体が債務を負う現在の経済的負担」との定義案を提示する。以下、範囲をめぐるOPの見解とその根拠、定義案の特徴および定義案の当てはめについて言及する。

## 2.2 負債の範囲に関するOPの見解

負債を法的に強制可能な項目に限定すると、債務の識別に関する裁量を排除することができ、それが財務情報の「比較可能性 (comparability)」に資すると考えられる。しかし、それは、同時に、法的根拠にとらわれない有用な情報を除外するおそれを孕んでいる。つまり、負債の範囲をめぐる問題は、状況に

4) ただし、FASBの資産除去債務基準は、資産除去債務の範囲を法的債務(「約束手形禁反言 (promissory estoppel)」)に基づく推定債務を含む)に制限している (ASC, 410-20-15-2 a, 410-20-20)。

5) 「経済的債務 (economic obligation)」とは、「法またはそれと同等の手段により強制される、経済的資源を引き渡すかまたは放棄する無条件の約束その他の要求」をいう (IASB 2008, par. 8)。

即した衡量の問題となる。OPは、これを基準設定主体が直面する「ジレンマ」と評している(OP, par. 2.19)。

負債の範囲をめぐる「比較可能性」に照らして、法的強制力がなくとも経済的見地から将来に資源移転を強制される(であろう)項目の認識が、かねてより問題視されてきた<sup>6)</sup>。また、とくにIASB基準においては、推定債務の判定指針を利用したリストラクチャリング引当金の計上による損失計上(ビッグバス)が可能となっていた。さらに、推定債務(とくに「約束手続」に基づく推定債務)を根拠とする項目が、事実上、法的に強制可能であるという考え方も存在する(OP, par. 2.30(b))。これらに照らして、負債の範囲を縮小することについて、一定の合理性が認められる(OP, pars. 2.16, 2.19, and 2.30(a))。

しかし、負債の範囲を縮小することは、時に現行実務を否定することとなる。例えば、受給権未確定(unvested)の従業員給付について、従業員はすでに労働用役を提供している(交換取引が成立している)。そこで、権利獲得(一定期間の労働用役の提供)前であっても、雇用主たる報告主体には将来に対価としての給付をなすべき推定債務が生じていると解されてきた。ここで、負債を法的強制力を有するものに限定すると、権利確定まで給付の支払いを雇用主に強制する法的根拠は存在せず、負債は存在しないと判定される(OP, par. 2.18)。

OPは、現行の定義がそうであるように、負債の範囲をより広範に定義する見解を支持している(OP, par. 2.32)。これは、法またはそれと同等の手段によって強制可能ではないものの、

事実上回避する余地がないか、あってもほとんどない経済的負担が負債に該当しないことによる潜在的な不利益(有用な情報の喪失)をより問題視した結果といえる。また、負債の範囲をめぐる概念レベルと基準レベルの提案の齟齬について、OPは、財務情報の有用性に照らして、資源流出を回避する余地を厳格に把握する事象を捕捉するための(法を超えた)より広範な概念が必要であることが、基準レベルにおいて示唆されていると指摘している(OP, par. 2.29)。さらに、OPは、基準設定における議論が、(明示的か黙示的であるかを問わず)契約が中心的な役割を果たす法域を前提とすることの弊害を指摘している<sup>7)</sup>。つまり、契約に優先しうる商慣習や宗教上の制約が存在する法域において、かかる前提は過度の制約となりかねない(OP, pars. 2.31 and 2.33)。

以上より、負債の範囲について、法的強制力を有するものに限定すべきではないとするのが、OPの見解である<sup>8)</sup>。

### 2.3 負債の定義案

負債の範囲に関する上記見解をふまえ、OPは、次の定義案を提示する(OP, par. 2.34)。

報告主体の負債とは、当該主体が債務を負う(obligated)現在の経済的負担(present economic burden)である。

OPは、資本ではなく負債を直接定義すること、資産の定義と対称性を有するよう定義することを前提としている(OP, pars. 2.12, 2.39, and 2.40)。また、OP本文に直接の言及はない

6) 2008年当時の定義案に至る議論において、①報告主体が真に強制力を自覚しているか、具体的な犠牲が認識されるまで外部より検証不能であること、②存在の判断に関する個々の主体の見解の相違・裁量により、「比較可能性」が低下するという難点が指摘されている(IASB 2006a, par. 60)。

7) OPは、約束手続が適用される法域においても、負債の範囲を縮小することは不当な制限となるとしている(OP, par. 2.33)。

8) 負債の範囲について、IPSASBも同様の見解である(IPSASB 2012, par. 3.2 ; IPSASB 2014, par. 5.15)。OPは、パブリックセクターにおいては、プライベートセクターよりも、法またはそれと同等の手段によることなく将来の資源流出を不可避とする事象がより多く生じることを指摘している(OP, par. 2.20)。

が、現行の定義にみられる「過去の事象 (past events)」という表現は、「現在の (present)」という表現との重複を避けるべく盛り込まれない (McGregor 2013b, slide 8)。

定義案の核となるのは、「現在の経済的負担」という文言である<sup>9)</sup>。「現在の経済的負担」は、報告主体から経済的資源が移転されることにより便益を享受するか、移転されないことにより害を被る他の主体が、資源を移転するよう要求しうる事象が発生した場合に存在する。当該事象は、資源移転にかかる無条件の約束その他の要求であり、経済的負担が存在するには単に当該事象が資源移転を要求しうるという事実のみで足りる。そして、不確実性の一切は、測定において反映する (OP, par. 2.35)。したがって、定義の段階において、「存在の不確実性 (existence uncertainty)」は問わない (McGregor 2013b, slide 2)。

さらに、経済的負担に関して、「債務を負う」とは、「報告主体に負担を強制するしくみが存在するか、自身の行動その他によって当該負担を回避する裁量が実質的に排除されている状況にあること」を意味する (OP, par. 2.36)。これに関して、すでに明確にされているとおり、法的債務 (ここでは「衡平法上の債務 (equitable obligation)」を包摂する) のほか、推定債務を根拠とする場合も、「債務を負う」状況に該当する (OP, par. 2.37 and fn. 25)。なお、推定債務にかかる文言については、IASBの作業草案における現行規定の修正提案 (表1を参照) を支持している (OP, par. 2.38)。

定義案の運用について<sup>10)</sup>、権利未確定の従業員給付については、従業員が労働用役を提供した事実に基づき、雇用主たる報告主体にはその対価として給付をなすべき「現在の経済的負担」が存在する。そして、たとえ給付を回避する裁量を有していても、従業員が過去の実績、明言された方針、特定の声明等により給付に対する合理的な期待を抱けるならば、雇用主は「債務を負う」 (OP, par. 2.90)。なお、給付の時期および金額 (給付されない可能性を含む) に関する不確実性は、負債の存在を前提とした測定の問題となる (OP, par. 2.91)。

また、ある法域において、医薬品メーカーに対し、安全に使用できる医薬品の販売を義務づけ、それに反すれば発生しうる不利な結果を回避しえないことを定めた法律が存在したとする。このとき、当該法域において事業を営むメーカーには、のちに問題が発覚する医薬品を販売した時点において法の違反が認められ<sup>11)</sup>、被害者に対する補償について無条件の待機債務が生じる。つまり、メーカーには「現在の経済的負担」が存在し、「債務を負う」 (OP, par. 2.96)。また、具体的事実 (販売されたいずれの医薬品が誰に被害を与えるか等) に関する不確実性は、負債の存在を前提とした測定の問題となる (OP, par. 2.96)。

また、損益計算の観点から収益を繰り延べるべく、「繰延収益 (deferred income)」が負債として計上されることがある。当該項目は、かねてより負債の定義を充足しないことが指摘されている。これについて、OPは、収益を発生さ

9) OPは、「報告主体の資産とは、当該主体が他の主体が有しない権利その他の手段を有する現在の経済的資源である」 (IASB 2008, par. 8) という資産の定義案との対称性が確保されるとしている (OP, par. 2.39)。

10) OPは、定義の運用に際して検討を要する諸項目の取扱いに言及している。具体的には、①非交換取引により生じるもの (「社会的便益 (social benefits)」, 「賦課金 (levies)」, 「政府補助金 (government grants)」, 「排出権取引 (emission trading scheme)」), ②行動の抑制に関するもの (「競争禁止契約 (non-compete agreement)」), ③「規制負債 (regulatory liabilities)」, ④「履行義務 (performance obligations)」, ⑤「リースおよびサービスコンセッション契約 (leases and service concession arrangements)」, ⑥「権利未確定の従業員給付 (unvested employee benefits)」, ⑦「訴訟負債 (litigation liabilities)」, ⑧「オプション (Options)」である (OP, pars. 2.45-2.106)。

11) ただし、違反の状況を定期的に確認する「コストベネフィット」に照らして、基準レベルにおいては、違反が発覚するまで認識を遅延させることが認められる (OP, pars. 2.103 and 2.104)。

せる取引から生じる項目は、負債の定義に即して認識・測定すべきとし(OP, par. 4.25)、繰延収益を負債計上しないとする見解を明示している(4.2.2を参照)。

### Ⅲ 負債の認識 (OP 第3章「負債はいつ認識すべきか?」)

#### 3.1 認識要件の設定をめぐる動向とOPの概要

IASBは、概念上、定義を充足する財務諸表の構成要素の認識要件として、次の2要件を提示している(IASB 2010a, par. 4.38)。

- (a) 関連する将来の経済的便益が流入するかまたは流出する「蓋然性が高い(probable)」こと(蓋然性要件)。
- (b) 「信頼性(reliability)」をもって測定できる原価または価値が存在すること(測定可能性要件)。

以上をふまえ、負債は、(a)現在の債務を決済することにより経済的便益を意味する資源が流出する「蓋然性が高く」、かつ、(b)決済額について「信頼性」をもって測定可能である場合に認識する(IASB 2010a, par. 4.46)。なお、(a)蓋然性にかかる具体的な解釈は、基準ひいてはそれに基づく報告主体の判断に委ねられる。(b)測定可能性要件について、完全(complete)・中立(neutral)であり、さらに誤謬が存在しない(free from error)とき、情報は「信頼性」を有する(IASB 2010a, fn. 4)。

また、基準上も、IAS第37号は、次に示すとおり、(a)定義の充足に加えて、引当金の認識要件として(b)蓋然性要件と(c)測定可能性要件を設定している(IAS 37, par. 14)。

- (a) 過去の事象の結果、現在の債務(法的または推定債務)を有すること。
- (b) 当該債務を決済するために経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が高いこと(蓋然性要件)。
- (c) 当該債務額について、「信頼性」を有する見積りができること(測定可能性要件)。

蓋然性要件について、IAS第37号は、「50%超(more likely than not)」<sup>12)</sup>という解釈を明示している(IAS 37, par. 23)。また、測定可能性要件について、引当金は「時期または金額に不確実性を有する負債」(IAS 37, par. 10)であるから、(c)の文言にあるとおり見積りを前提とする。これについて、合理的な見積りは財務諸表の作成に不可欠であり、見積りの使用がただちに「信頼性」を損なうことにはならない(IASB 2010a, par. 4.41 ; IAS 37, par. 25)。

蓋然性要件は、資源流出の蓋然性が低い項目の認識を阻む。また、測定可能性要件は、見積りの使用を認めつつも、「信頼性」とそれを支える諸特性を基礎として<sup>13)</sup>、「信頼性」を担保できない項目の認識を阻む。不確実性を有する負債については、これらの制約が棄却要件として機能し<sup>14)</sup>、財務情報の有用性に貢献しうる(これら2要件を充足しない項目の情報は確実性に乏しい)ことについて、一定の合意が形成

12) 「資源流出が発生する確率が発生しない確率よりも高い」(IAS 37, par. 23)という表現を数値化すれば、「50%超」となる。

13) IASBの改訂前フレームワークにおいて、「信頼性」を支える特性は、「忠実な表現(faithful representation)」、「実質優先(substance over form)」、「中立性(neutrality)」、「慎重性(prudence)」、「完全性(completeness)」である(IASB 1989, pars. 33-42)。

14) IAS第37号は、引当金について、通常、可能性のある幅のある結果を決定でき、引当金を認識するに足る信頼性を有する見積りを行うことができるとしている(IAS 37, par. 26)。そうすると、実際に測定可能性要件が認識を棄却する要件として作用することは稀と考えられる。また、OPも、測定額を算定できない状況を稀であることを前提としている(OP, par. 3.13)。

されてきたといつてよい。

ところが、近年、基準レベルにおいて設定・提案される認識要件には、明らかな変化がみられる。IASBは、作業草案「負債」において、(a)負債の定義の充足と(b)「信頼性」に基づく測定可能性要件を提示し、蓋然性要件を削除するよう提案<sup>15)</sup>している (IASB 2005a, par. 11 ; IASB 2010b, par. 7)。さらに、直近の基準設定においては、見積りを要するはずの諸項目 (金融負債および保険負債) について、蓋然性要件はおろか、測定可能性要件も明示されない (IFRS 9, par. 3.1.1 ; IASB 2013b, par. 12)。

OPは、蓋然性要件と測定可能性要件の要否を検討し、(概念レベルの)蓋然性要件と測定可能性要件を削除するよう提案<sup>16)</sup>している (OP, par. 3.9)。さらに、OPは、その他追加的な認識要件を一切不要とする。したがって、「定義の充足」が、OPが必要とする唯一の明示的な認識要件となる。

### 3.2 蓋然性要件の削除

OPは、報告主体が負担する負債に関する情報はすべて有用であり、負債を網羅的に認識することこそが財務報告の目的に適うとの考え方を基礎とする (McGregor 2013b, slide 19)。そうすると、蓋然性の制約を課すことにより (金額について) 重要性を有する負債を認識しなければ、ひいては財務報告の目的に矛盾することとなる (OP, par. 3.11)。したがって、認識に際して蓋然性を問うことなく、不確実性を反映できる測定属性 (「公正価値」または「主体に固有の価値」といった「現在の価値」) を適用することにより、資源流出の蓋然性にかかる期待を測定額に反映すべきとなる (OP, par. 3.10)。

また、蓋然性要件については、「(認識における)クリフエッジ (cliff-edge)」とよばれる問題が、かねてより指摘されるところである。IAS第37号の蓋然性要件を基礎とした認識・非認識の判断について、極端にいえば、ある項目のある報告期間の終了日時点における蓋然性が50%ちょうどであれば、蓋然性要件を充足しない。そして、その後の報告期間において蓋然性が50.01% (50%超) に上昇すれば、当該時点において蓋然性要件を充足し、(他の要件も充足するとして) 引当金を認識する。つまり、0.01%という僅かな確率的判断の相違が、認識・非認識という異なる結果を導くこととなる。これは、蓋然性要件が、時として情報提供の不連続を生むことを示唆している。OPは、「クリフエッジ」<sup>17)</sup>に概念上の合理性を見出せないとしている (OP, par. 3.11)。

ちなみに、OPは、測定可能性要件よりも蓋然性要件を存続させたほうが、財務報告の質をより損なうとしている (OP, par. 3.12)。

### 3.3 測定可能性要件の削除

測定可能性要件の取扱いは、概念フレームワークにおける財務情報の質的特性の変化を反映したものとなっている。

IASBは、有用な財務情報の質的特性について、「信頼性」に代えて「忠実な表現 (faithful representation)」を、「目的適合性 (relevance)」に並ぶ基本的な質的特性とした (IASB 2010a, QC 5)。このような質的特性の変化に照らせば、少なくとも形式上、「信頼性」を基礎とした測定可能性要件を維持する必要はない。

「忠実な表現」については、「信頼性」と同様、完全・中立であり、さらに誤謬が存在しないこ

15) これに先がけて、FASB基準は、公正価値測定を適用する一部項目 (資産除去債務、撤退または処分活動により生じる費用に係る負債) の当初認識に際し、同様の認識要件を規定した (ASC, 410-20-25-4 ; 420-10-25-1)。

16) OPは、基準レベルにおいても同様の見解を示唆している。

17) ただし、「クリフエッジ」は、蓋然性要件を削除しただけでは完全に回避することができない。「クリフエッジ」を完全に回避するには、測定において、将来キャッシュフローの見積りに期待値を適用する必要がある (6.1.3参照)。

とが求められるが、それらを可能な限り最大化すれば足りる (IASB 2010a, par. QC12)。そして、「観察不能な価格または価値の見積りの表現は、それが見積りであることが明確かつ正確に提示され、見積りプロセスに関する特性と限界が説明され、見積りの適切なプロセスの選択と適用に際して誤謬が存在しない場合、忠実となりうる (傍点筆者)」 (IASB 2010a, par. QC15)。つまり、「忠実な表現」は、測定額の絶対的な「正確性」や、結果についての「確実性」を求めるものではない (IASB 2006b, par. QC21; OP, par. 3.14)。さらに、「信頼性」の構成要素と解されてきた「検証可能性 (verifiability)」<sup>18)</sup> は補強的特性と位置づけられたうえ、「間接的な検証 (indirect verification)」 (モデル、算式その他の技法に対するインプットの確認や、同一の手法を用いたアウトプットの再計算) も、「検証可能性」を担保するとされた (IASB 2010a, pars. QC27 and BC3.36)。さらに、たとえ見積りに幅が生じ、見積額が可能性のある範囲内の額のひとつにすぎなくとも、それは検証可能とされる (IASB 2010a, par. QC26; OP, par. 3.16)。

以上、「忠実な表現」との関係における見積額の解釈に照らせば、実質的にも「(直接的な) 検証可能性」や「正確性」、さらには「確実性」と結び付けた測定可能性要件を維持する必然性はない (OP, par. 3.17)。もっとも、依然として、財務情報として「信頼性」に代わる「忠実な表現」という特性を担保すべきことには変わりはない。したがって、「忠実な表現」を達成する見積りが可能となるまで認識を制限する趣旨において、測定可能性要件を維持する余地がある。

この点について、OPは、「目的適合性」と「忠実な表現」の適用プロセスに着目している (OP, par. 3.19)。双方の特性の適用については、次に示すとおり、「目的適合性」を優先して考慮する (IASB 2010a, par. QC18)。

- ①情報利用者にとって、目的適合的となりうる経済事象を識別する。
- ②利用可能かつ忠実に表現しようとした場合に、当該事象について最も目的適合的な情報を識別する。
- ③当該情報が利用可能かつ「忠実な表現」となるか判定する (該当しなければ、目的適合的な次善の情報をを用いてこのプロセスを反復する)。

例えば、ある負債項目の測定属性として、「公正価値」が第一義的に目的適合的と認められるものの、市場参加者の観点から主要なインプットを見積もることができず、「公正価値」が「忠実な表現」に該当しない場合、報告主体の観点から「現在の価値」を見積もり、「忠実な表現」に該当する次善の測定額を算定していく。

OPは、当該プロセスによって、最も目的適合的な情報を提供できなくとも、「目的適合性」と「忠実な表現」を達成する次善の測定額を追求すべく当該プロセスを反復することにより、最終的に負債を認識することとなると解している (OP, par. 3.20)。さらに、OPは、「忠実な表現」が、認識の制約条件ではなく、認識を前提として適切な測定基礎を決定する際の制約条件となるという解釈を示している (McGregor 2013b, slide 19)。ならば、「忠実な表現」の担保を目的とした測定可能性要件は不要ということになる。測定可能性要件の削除に際し、OPは、測定額の不確実性に関する懸念は、適切な測定基礎の選択 (第4章) および測定プロセスの開示 (第5章) により克服可能であるとしている (OP, par. 3.21)。

なお、「コストベネフィット (cost benefit)」の制約について、OPは、一般的な制約であり、認識要件としてあらためて明示する必要はないとしている (McGregor 2013b, slide 19)。

18) IASBの改訂前フレームワークには「検証可能性 (verifiability)」は明示されていないが、「信頼性」は「検証可能性」を内包すると解される (IASB 2010a, par. BC 3.35)。

## IV 負債の測定 (OP 第4章「負債はいかに測定すべきか?」)

### 4.1 負債の測定をめぐる動向と OP の概要

測定問題は、一連の提案の核となり、OPが構築する負債会計のグランドデザインにかかわる論点である。既述のとおり、定義と認識をめぐっては、測定において不確実性を反映することを前提として、諸提案がなされたところである。測定をめぐる論点を大別すれば、それは、①測定モデルの選択、②測定属性の選択、③具体的な算定手法の問題からなる。

会計モデルの方向性を左右する最も大きな問題は、測定モデルの選択問題であろう。つまり、すべての項目に単一の測定属性を適用するモデルを採用するか、何らかの準拠枠に即して複数の属性の併用を認める混合モデルを採用かという問題である。なお、この問題は、測定属性の選択と関連を有する。単一の測定属性を適用するモデルを採用する場合、当初測定と事後測定のいずれにおいても、すべての項目に対して「公正価値」の適用が提案されることが多い。また、混合モデルを採用する場合、例えば、金融負債の事後測定において「公正価値」と「償却原価」が併用されている (IFRS 9, par. 4.2.1)。

次に、測定属性の選択をめぐる、とくに非金融負債には多様な属性が適用されている。FASB 基準は、偶発損失(とそれに呼応する負債項目)について伝統的に「原価累積 (cost accumulation)」(FASB 2000, par. 2)を適用しつつも、資産除去債務等の当初測定において「公正価値」を適用している。また、IASBは、作業草案「負債」および保険契約草案において、

新たに「履行価値」とよばれる属性を提案している<sup>19)</sup>。具体的な属性の選択に際しては、「原価と価値の選択」のほか、価値測定を選択した場合における市場または報告主体のいずれを基礎とすべきかという「(公正)価値と(主体の固有の)価値の選択」<sup>20)</sup>も問題となる。

このような状況のなか、いずれの測定モデルをいかなる根拠に基づいて選択し、いずれの測定属性をいかなる根拠に基づいて選択すべきかが、第一義的な検討課題となる。

さらに、とくに「価値」測定を行う場合、具体的な算定について、割引現在価値による推定計算を想定した4つのビルディングブロック(①将来キャッシュ(アウト)フロー、②貨幣の時間的価値、③リスク調整、④不履行リスク)が、それぞれに適用上の問題を抱えている。具体的には、①は、将来キャッシュフローの見積基礎(最頻値、中央値、期待値等)の選択問題である (OP, pars. 4.57-4.80)。②は、貨幣の時間的価値を反映するための適切な利率の選択問題である (OP, pars. 4.81-4.91)。③は、リスクプレミアムの具体的な反映手法をめぐる問題である (OP, pars. 4.92-4.102)。④は、不履行リスクの反映の是非をめぐる問題である (OP, pars. 4.103-4.112)。

OPは、測定モデルについて、すべての負債項目の当初測定および事後測定において、単一の測定属性を適用するモデルを理念型として提案する。そして、測定属性については、「現在の価値」、なかでも「出口価格」(公正価値)の適用を提案する<sup>21)</sup>。そのうえで、OPは、「コストベネフィット」を準拠枠として、混合モデル(当初測定においては「出口価格」とその代替値、事後測定においては「出口価格」と「償却原価」

19) 現行 IAS 第37号については、引当金の測定属性が事実上の「公正価値」に該当しうるか、解釈が分かれることが指摘されている (OP, par. 4.106)。

20) 具体例として、保険契約を挙げることができる。保険負債について、「討議資料」の段階において事実上の「公正価値」とみなしてよい「現在の出口価格 (current exit price)」(IASB 2007, par. 104)が提案されたのち、一転して公開草案において「履行価値」が提案された。

21) つまり、OPは、「価値と価値の選択問題」に焦点を当てているわけである。

の併用)を最終的な提案モデルとする。あらかじめ強調しておく、「コストベネフィット」を根拠として混合モデルを適用可能とするのが、OP提案の特徴である。測定モデルを提示したうえで、OPは、上記4つのビルディングブロックの取扱いを詳細に検討している<sup>22)</sup>。なお、「リスク調整」と「不履行リスク」の取扱いに照らして、OPは、IASBが提案する「履行価値」の適用に消極的である。

## 4.2 OPの基本的な考え方

### 4.2.1 「現在の価値」

OPは、適切な測定基礎とは、負債にかかる経済的負担を反映し、これまで非認識または未認識となる要因となった不確実性を反映できるものであるとしている(OP, par. 4.26)。具体的には、次の2要件を充足するものである(OP, par. 4.27)。

- (a) 負債の特性を反映すること。
- (b) 負債の特性を反映するインプットの「現在の見積り(current estimate)」であること。

ここにいう「負債の特性」とは、将来における資源流出の金額および時期とそれに関する不確実性(「不履行リスク(non-performance risk)」を含む)をいう。OPは、測定額が負債の「忠実な表現」となるには、「負債の特性」に関するすべてのインプットを反映することが不可欠であるとしている(OP, par. 4.28)。そして、上記要件(b)より、OPは、「現在の価値(current value)」を適切な測定基礎とする(OP, par. 4.29)。「現在の価値」とは、経済的効用ま

たは富の評価額をいい、経済的意思決定の基本的構成要素であることから、情報利用者に有用な情報をもたらすとされる(OP, par. 4.29)。

「現在の価値」は、市場参加者の観点に基づき決定される価格(「入口価格」および「出口価格」と、報告主体の観点に基づき決定される価値(「主体に固有の価値」)に大別される。OPは、最終的に「出口価格」に優位性を見出している。

### 4.2.2 「入口価格」の難点と適用上の制約

「入口価格(entry price)」とは、交換取引における「歴史的受取対価(historical proceeds)」つまり、負債を引き受けることにより受け取る対価をいう(IFRS 13, par. 57)。「入口価格」も、たしかに「現在の価値」に該当する(当初測定においては「出口価格」に等しい<sup>23)</sup>ものの、OPは、以下の諸点に照らしてこれを第一義的に選択すべき属性とはしない。

まず、非交換取引においては、そもそも受取対価は存在しない(OP, par. 1.2)。したがって、「入口価格」を適用することができる項目は、おのずと限定的となる。

また、交換取引においても、「入口価格」は、必ずしも負債の特性を適切に反映できるわけではない。例えば、「サービス型」の製品保証を「履行義務」として認識し、「入口価格」に相当する独立販売価格を測定額とすると、負債額に収益が混入する(保証を提供するか保証期限の到来まで収益を繰り延べる)こととなる(IFRS 15, pars. B29, BC371-373)。測定対象を負債の定義を充足する項目に限定するならば、独立

22) 本稿は、OPの提案および「履行価値」の取扱いに直接関連を有する事項についてのみ言及する。

23) IFRS第13号は、「出口価格」と取引価格たる「入口価格」は等しくなるが、そうならない可能性がある状況として次の4つを挙げている(IFRS 13, pars. 58 and B4)。

- (a) 関連当事者間取引によるもの。
- (b) 強制的な取引か、売り手が取引価格の受入れを強制されること。
- (c) 取引価格が表す会計単位が、公正価値を用いて測定する資産または負債の会計単位と異なること。
- (d) 取引を行う市場が、主要な市場(または最も有利な市場)と異なること。

販売価格は負債の「忠実な表現」とはならない。また、関連当事者間取引やロスリーダーに該当する商製品の取引など、必ずしも受取対価と負債の特性が整合的ではない取引も存在する(OP, par. 4.33)。さらに、保険契約においては、負債の過小計上をめぐって、「負債十分性テスト (liability adequacy test)」を実施する必要がある(OP, par. 4.34 ; IFRS 4, par. 15 ; IASB 2013b, pars. 36 and 39(a))。

その他、負債の定義との関係において、定義上の文言が資源流出を前提とするならば、資源流入を前提とする「入口価格」は整合的ではないといわざるをえないであろう。

そこで、OPは、当初測定において、受取対価と負債との関係が明確であり、かつ、当該対価が負債の特性を反映していると認められる場合にのみ、「入口価格」を適用可能としている。ちなみに、その場合における「入口価格」は、「出口価格」または「主体に固有の価値」の合理的な代替値として用いられる(OP, par. 4.35)。

入口価格に関する以上の取扱いにより、「現在の価値」として適用が想定されるのは、「出口価格」と「主体に固有の価値」である(OP, par. 4.44)。

#### 4.2.3 「出口価格」の優位性

「出口価格 (exit price)」は、市場参加者の観点から経済的負担を測定するものであり、「公正価値 (fair value)」<sup>24)</sup>と同義である。「出口価格」は、負債の特性に関連する次の4つのビルディングブロックからなる(OP, par. 4.32)。

- (a) 将来の資源流出の金額および時期に対する市場参加者の期待
- (b) 貨幣の時間的価値
- (c) 資源流出の予想額と実際発生額が相違するリスク(市場リスクプレミアム)
- (d) 不履行リスク

また、「主体に固有の価値 (entity-specific value)」は、報告主体の観点から経済的負担を測定するものであり、次の4つのビルディングブロックからなる(OP, par. 4.36)。

- (a) 将来の資源流出の金額および時期に対する報告主体の期待
- (b) 貨幣の時間的価値
- (c) 資源流出の予想額と実際発生額が相違するリスク(リスクプレミアム)
- (d) 不履行リスク

「出口価格」と「主体に固有の価値」は、すべてのビルディングブロックを反映することを条件として、経済的負担の「現在の見積り」として適合的である(OP, pars. 4.32 and 4.37)。

OPは、双方の優劣について、客観性に着目している。たしかに、観察可能な市場価格を参照できれば、「出口価格」のほうが客観的である。また、効率性の反映に着目すると、双方に明確な相違が生じる。平均的な市場参加者の視点を反映する「出口価格」は、内部資源による決済に伴う個々の効率性を反映しない。したがって、「出口価格」によって負債を測定すれば、効率性に関する期待が実現する以前の段階において、効率・非効率を意味する損益を認識することはない(IFRS 13, par. BC81)。それに対し、個々の効率性を反映する「主体に固有の価値」は、効率性の点において測定額が主体間で相違する。そして、期待が実現する以前の段階から損益を認識し、それを利益計算に反映する。もちろん、このとき認識される損益額は、最終的に確定したものではない。

以上より、OPは、「出口価格」をより客観的かつ包括的な測定属性として支持する(OP, par. 4.45)。

24) 制度上、「公正価値」とは、「測定日における市場参加者間の秩序ある取引に際して、資産の売却によって受け取るか、または負債の移転によって支払うであろう価格」をいう(IFRS 13, par. 9)。

## 4.3 測定モデルの提案

### 4.3.1 理念型

OPは、あらゆる負債項目の当初測定および事後測定において、「出口価格」を適用するシンプルな測定モデル(単一の測定属性を適用するモデル)を理念型とする。

当初測定に関して、OPは、負債に関する完全、比較可能、さらには目的適合的な情報を提供するには、負債の特性を反映するインプットの「現在の見積り」となる共通の測定属性へと一本化すべきとしている(OP, par. 4.44)。上述のとおり、OPは、「現在の価値」のなかでも、「出口価格」を最も適合的な測定属性としている。

また、事後測定に関して、金融負債等の一部項目を除き<sup>25)</sup>、概して当初測定と事後測定において適用する測定属性は首尾一貫している(OP, par. 4.49)。OPもこれを踏襲し、当初測定に「出口価格」を用いることとの整合性から、事後測定においても引き続き「出口価格」を適用すべきとしている(OP, pars. 4.51 and 4.52)。

### 4.3.2 派生型(提案モデル)

OPは、「出口価格」を原則的に適用すべき測定属性としたうえで、「コストベネフィット」に照らして「出口価格」以外の属性を適用する派生的な測定モデル(原価と価値の混合モデル)を最終的な提案モデルとしている。

提案モデルは、当初測定において、「出口価格」の算定にかかる「コストベネフィット」に照らして、次に示すモデルを採用(OP, par. 4.47)。

- (a) 容易に決定可能であれば、「出口価格」

を適用する。

- (b) 「出口価格」を容易に決定できなければ、利用可能なビルディングブロックには現在の市場に基づく見積りを用い、利用不能なものには主体固有の現在の見積りを用いて測定する。

(b)について、厳密な「出口価格」ではないにせよ、測定額にすべてのビルディングブロックを反映することにより、単一の測定属性を適用しないことによる「比較可能性」の喪失を最小限に抑制することができる(OP, par. 4.48)。これが、(b)のねらいといつてよい。また、(b)は、「目的適合性」と「忠実な表現」を達成する次善の測定額を追求するプロセス(OP, par. 3.20)と整合的である。ちなみに、(b)に基づき算定された測定額は、「出口価格」の代替値と解すればよいであろう。

また、提案モデルの事後測定においては、次に示すとおり、「コストベネフィット」に照らして、「償却原価(amortised cost)」<sup>26)</sup>を「現在の価値」(本来適用すべき「出口価格」)の合理的な代替値として適用することができる(OP, par. 4.51)。

- (a) 「出口価格」を適用する。  
 (b) 「償却原価」を適用する。ただし、資源流出の時期および金額の変動がないかあってもほとんどない場合に限る。

事後測定においても、「償却原価」の適用は「コストベネフィット」を根拠としており、制度上の根拠とは異なる<sup>27)</sup>。また、(b)のただし書きにあるとおり、「償却原価」の適用は、資源流

25) その他、FASBの資産除去債務基準は、当初測定において「公正価値」を適用するが、事後測定においては適用しない(ASC, 410-20-35-5)。

26) 金融商品会計における「償却原価」とは、「金融資産または金融負債の当初測定額から元本返済額を控除し、当初測定額と満期額との差額を実効利率法(effective interest method)によって処理した償却累計額を加減し、さらに減損または回収不能額を控除したもの」をいう(IAS 39, par. 9)。

27) 基準設定上、金融負債に対する「償却原価」の適用は、金融負債(デリバティブを除く)はキャッシュフローの変動可能性が僅少であり、報告主体は中途での決済または第三者への移転ではなく、満期まで保有して利息と元本を定められた方法に従って支払うであろうことを根拠とする(OP, par. 4.50)。

出の時期および金額の変動がないか、あってもほとんどない項目に限られる (OP, par. 4.51)。つまり、「不履行リスク」または「貨幣の時間的価値」に重要な変化が生じた場合、それらの反映を回避することを目的として「償却原価」を代用することは提案モデルの趣旨に反するということである (OP, fn. 110)。

#### 4.4 「履行価値」の取扱い

履行を目的として保有する項目の測定において、第三者への移転または相手方との決済を想定した「出口価格」の適用に対する反対意見は根強い (OP, par. 4.52)。そこで、OPは、提案モデルのバリエーションとして、すべてのビルディングブロックを反映することを条件として、将来の資源流出の時期および金額に変動可能性を有する項目の事後測定に際し、「出口価格」に代えて「主体に固有の価値」の適用を示唆している (OP, par. 4.55)。

ここで IASBは、作業草案「負債」および保険契約草案において、「履行価値 (fulfilment value)」とよばれる測定属性の適用を想定している (IASB 2010b, par. 36B(a); IASB 2013b, par. 18(a))。現状において明確な定義は存在しないが、OPは、「履行価値」について、「負債を履行することを前提として、(将来キャッシュフローおよびリスク調整について) 報告主体の観点からの見積りを使用する現在の価値」 (OP, fn. 1) と評している。IASBが「履行価値」を提案した (いいかえれば「公正価値」) を適用しな

い) 根拠として、OPは、①報告主体は対象となる負債を履行する意思を有しており、あえて市場参加者の仮定を用いる必要はないこと、②市場参加者の仮定を用いた見積りは「コストベネフィット」に抵触しうること、③履行を予定する負債に「不履行リスク」を勘案する必要がないこと、④不履行リスクを反映すると直観に反する結果を生むことの4点を指摘している (OP, par. 4.41)。

「履行価値」は、「主体に固有の価値」の一種といってよいものの、③および④より「不履行リスク」を反映しない (IASB 2013b, pars. 38 and BCA22(d))。他方、OPは、「主体に固有の価値」についても、「不履行リスク」を含むすべてのビルディングブロックを反映することを前提としている。「不履行リスク」を反映する論拠として、OPは、かねてより指摘されている①資産と負債との対称性および②富の移転のほか、③履行する意図を有していても最終的に履行するか不明であること、④現在の財務費用を忠実に表現すべき点を挙げている<sup>28)</sup> (OP, pars. 4.111-4.112)。いうまでもなく、ビルディングブロックのひとつを反映しない「履行価値」は、OPにとって致命的な欠陥を有することとなる (OP, par. 4.110)。

また、「主体に固有の価値」の算定における「リスク調整」<sup>29)</sup>については、報告主体の観点に即して行うべきはずである (OP, par. 4.93; IASB 2010a, par. B15; IASB 2013b, pars. B76-B77)。しかるに、OPは、最終的な提案モデルの当初測定(b)に照らして、「主体に固有の

28) ①「資産と負債との対称性」とは、ある主体の資産は別の主体の負債であることを前提として、資産側で不履行リスクを反映した測定を行うこととの整合性に照らして、負債側も不履行リスクを反映すべきとする考え方である。②「富の移転 (wealth transfer)」とは、株主が有限責任の下で負債額を行使価格とした (デフォルト) プットオプションを保有する点に着目し、(企業価値を一定として) 信用状況の変化に伴う株主・債権者間の相対的な持分の変動を会計上反映するよう要請する考え方である。④は、債権者側において債務者の信用力の変化を利子率に反映することとの整合性に照らして、債務者側も信用力の変化を反映すべきとする考え方である。「不履行リスク」の取扱いの賛否については、Upton (2009) を参照。

29) リスク調整額について、作業草案は、「測定額と実際のキャッシュフローが相違するリスクから解放されるために、期待現在価値を超えて合理的に支払う額」とし、保険草案は、「保険契約を履行するにつれて生じるキャッシュフローの金額および時期に関する不確実性を負担するために、報告主体が要求する対価」としている (IASB 2010a, par. B15; IASB 2013b, Appendix A)。

価値」の適用に際しても、ビルディングブロックには可能な限り市場参加者の観点を盛り込むべきと考えている(OP, par. 4.99)。それと同時に、OPは、報告主体の「リスク選好」という、キャッシュフローの特性とは無縁の要素を反映することによる「比較可能性」<sup>30)</sup>の喪失を懸念している(OP, par. 4.102)。そこで、OPは、「主体に固有の価値」の算定に際したリスク調整についても、市場参加者の観点<sup>31)</sup>を基礎とすべきとした(OP, par. 4.102)。この点においても、「履行価値」は、OPの見解に完全には適合しないことになる<sup>32)</sup>。

## V 開示 (OP 第5章「負債に関するいかなる情報を開示すべきか?」)

### 5.1 OP の概要

OPは、定義の充足以外の認識要件の削除に際し、測定額の不確実性に対する懸念は適切な測定基礎の選択と測定プロセスの開示により克服可能であるとしている(OP, par. 3.21)。したがって、OPの一連の提案において、不確実性に関する開示内容の拡充は、測定モデルと同様、重要な検討課題と位置づけられる。

OPが言及する開示事項は、①未認識項目に関するもの(「存在の不確実性(existence uncertainty)」, 「条件付債務(conditional obligations)」), ②認識項目の測定に関するもの(「見積りの不確実性(estimation uncertainty)」), および③開示免除に関するもの(「先入観を与える情報(prejudicial information)」)である。いずれにおいても、OPは、開示情報の拡充を求める情報利用者を

念頭に置き、具体的に開示すべき情報および留意点に言及している。

### 5.2 未認識項目に関する開示情報の拡充

#### 5.2.1 存在の不確実性

「存在の不確実性」を有する項目についての存在・不存在の判断は紙一重であっても、認識・非認識という判断結果は明確に異なる(OP, pars. 5.2 and 5.3)。負債が「存在しない」と判断されれば、負債が認識されることはない。これについて、OPは、情報利用者が報告主体の判断により未認識とされた項目についての情報開示をのぞむことを前提としている(OP, par. 5.4)。OPは、①主体が置かれた状況および②認識された場合における財務的な影響を開示すべきとしている(OP, par. 5.4)。ちなみに、同様の開示要求はIAS第1号「財務諸表の表示」にも存在するものの(IAS 1, pars. 122 and 123), OPはそれが有効に機能していないと指摘している(OP, fn. 157)。

また、作業草案「負債」は、「存在の不確実性」に関して、(a)置かれた状況、(b)起こりうる財務的影響、(c)資源流出の金額または時期の不確実性、(d)補填に対する権利を開示するよう提案しており(IASB 2010b, par. 51), OPが必要とした開示事項と大差はみられない。なお、「存在の不確実性」にかかる開示は、資源流出の「蓋然性が僅かである(remote)」と判断される場合には不要<sup>33)</sup>とされる(IASB 2010b, par. 51)。この点について、OPは、報告主体の情報作成および情報利用者による分析にかかる「コストベネフィット」の観点から支持しようとしてい

30) ここにいう「比較可能性」は、報告主体間および報告主体内の期間比較の双方を指す(OP, par. 102)。

31) 「主体に固有の価値」について、市場参加者の観点からの見積りを行うことについては、固定資産の減損における「使用価値」の算定において適用されている(IAS 36, par. 56)。ちなみに、IAS第36号は、「使用価値」について、ビュアな「主体に固有の」価値ではないと評している(IAS 36, par. BC60)。

32) もっとも、「履行価値」は、「不履行リスク」以外のビルディングブロックをすべて反映する(「リスク調整」も行う)ことから、次善の測定基礎となりうる(OP, par. 4.113)。

33) FASB基準は、保証について、保証に基づく履行の可能性が僅かであっても開示を要するとしている(ASC, 460-10-50-4)。

る (OP, par. 5.7)。

### 5.2.2 条件付債務

不確実性を有する負債を、「条件付債務 (conditional obligation)」とその履行を待機する「無条件債務 (unconditional obligation)」に分解し、後者に焦点を当てて負債の存在を確定したうえで、前者にかかる不確実性を測定に反映するという考え方がある (IASB 2005a, par. 24)。

しかし、一部項目にあつては、無条件債務を伴うことなく、条件付債務が単独で存在する。典型的な項目は、IFRIC第21号「賦課金 (Levies)」に規定されるもののうち、一定の収益獲得額等の最低限の閾値 (minimum threshold) に達した場合に認識されるものである (IFRIC 21, pars. 12 and IE 1 Example 4)。当該項目は、特定の閾値に到達しない限り、認識されることはない。そこで、例えば、ある年度の期中報告において負債を認識せず、通年の財務諸表には負債を認識するといった情報提供の不連続を引き起こす可能性がある (IAS 34, par. 29; IFRIC 21, par. 13)。

OPは、情報利用者に資するべく、閾値に到達する以前の状況において開示すべき情報として、①条件付債務の特性、②閾値に到達する蓋然性、および③閾値に到達した場合における賦課金額を挙げている (OP, par. 5.9)。とくに、報告主体に裁量が残されているとすれば②であろうから、②に関する開示情報はより有益といえるであろう。

### 5.3 見積りの不確実性

OPの提案は測定額に不確実性を反映することによって初めて成り立つことから、「見積りの不確実性」に関する適切な開示は不可欠であ

る。情報利用者は、「現在の価値」による測定がいかに有用であったとしても、客観性に対する疑念を抱くこととなる (OP, par. 5.11)。そこで、OPは、①測定に用いられた手法と重要な仮定、および②測定額の変動に関する情報の開示が必要であるとしている (OP, par. 5.11)。

OPは、金融商品基準 (IFRS第7号「金融商品：開示」) における開示事項の多くが、そのまま適合的であるとしている (OP, par. 5.10)。そのほかにも、IFRS第13号における「レベル3」のインプットに関する開示情報が参考となろう (IFRS 13, par. 93)。なお、OPは、「見積りの不確実性」に関して、「感応度 (sensitivity)」に関する情報要求の高まりに言及している (OP, par. 5.13)。これについて、IFRS第13号は、「レベル3」に区分される公正価値測定について、観察不能なインプットの感応度に関する記述 (narrative) および定量的 (quantitative) 情報の開示 (定量的情報は金融資産および金融負債のみ) を要求している (IFRS13, par. 93 (h))。過重負担の問題をクリアしなければならないが、ビルディングブロックの感応度に関する定量的情報をひろく提供すれば、開示情報は飛躍的に拡充されるはずである。

### 5.4 開示免除

稀ではあるが、他の主体との係争における報告主体の立場について先入観を与える情報を開示するおそれがある場合、IAS第37号は、詳細な情報開示を免除する<sup>34)</sup> (IAS 37, par. 92)。これは、開示情報が、相手方との交渉や、裁判所の判決その後の損害賠償額の査定の材料となりうる点に鑑みて設けられた特例である (OP, par. 5.15)。

OPは、開示免除により財務上の利害を有する一部の利害関係者は利するであろうが、それ

34) ただし、開示しなかった事実とその理由とともに、係争の一般的な性質を開示する (IAS 37, par. 92)。また、認識要件を充足しているならば、引当金を認識しなければならない。当該規定は、詳細な情報 (granular information) の開示免除規定であることに留意を要する (OP, fn. 162)。

により不利益を被るおそれがある他の利用者との衡量に留意して、細心の注意を払い開示免除の検討を行うべきとしている(OP, pars. 5.15-5.16)。また、OPは、開示免除を適用する報告主体の動機に対する疑念や、基準設定主体に開示免除の対象を拡大する圧力がかかる可能性に照らして、総じて情報利用者はより積極的な開示を好むという見解を示している(OP, par. 5.16)。

## VI 論評

### 6.1 OP 提案の特徴と示唆

#### 6.1.1 定義

OPの定義案は、これまでと同様、資産の定義との対称性を勘案している。これについて、「経済的資源」たる資産との対比において、負債を「債務」ではなく「経済的負担」とした点が定義案の特徴である。また、定義案は、「存在の不確実性」の程度を問わず、それを定義の段階から測定問題と明確に位置づけている。つまり、測定における不確実性の反映を前提として負債を定義することにより、定義の充足を判定する段階から一連の会計プロセスに明確な関連性をもたせているわけである。さらに、繰延収益および賦課金(一定の閾値に到達しないもの)が負債の定義を満たさない項目であることを明確にしたうえでその会計処理等に言及したことも、OPの特徴といってよい。

負債の範囲をめぐるOPの検討について注目すべきは、推定債務の判定に関する報告主体の機会主義的行動への対処方針である。機会主義的行動の抑止を最優先すれば、負債の範囲は法的強制力を有するものに限定すべきは必ずである。しかし、「範囲の縮小による機会主義的行動の排除」と「範囲の縮小による情報の有用性の喪失」との衡量の結果、機会主義的行動の余地は

完全に排除されなかった。これについて、文言の厳格化によって推定債務を適切に判定できるとすれば、実質的にその余地を排除しようと説明できるのかもしれない。そうであるならば、推定債務に関する適切な指針の作成を断念し、資産除去債務の範囲を縮小したFASB基準について、再考の余地が生じることとなる<sup>35)</sup>。

#### 6.1.2 認識

OPは、定義の充足以外に一切の制約を設けることなく、負債を網羅的に認識することこそが財務報告の目的に適うという考え方に基づいている。蓋然性要件の削除提案は、それに基づき、不確実性を反映する測定を中心とした一連の会計プロセスを前提とした提案である。そこで、蓋然性要件の要否は、会計モデルの方向性にかかわる象徴的な問題となるであろう。また、「クリフエッジ」の問題に関して注目すべきは、「価値」測定のビルディングブロックのひとつである将来キャッシュフローの見積りにおける最頻値、中央値、期待値の選択問題に対する示唆である。最頻値と中央値は、それ自体、默示的な認識要件となる(例えば、ゼロとなる確率が50%超であれば、最頻値と中央値はゼロとなる)ことから、「クリフエッジ」を回避できない(IASB 2011c, pars. 30 and 43)。したがって、「クリフエッジ」を正当化しないOPは、期待値の適用を前提としていると解することができる。

次に、測定可能性要件の削除について、OPは、「信頼性」から「忠実な表現」への置換えという財務情報の質的特性の変化が、認識要件にもたらす形式的・実質的影響を明らかにしている。とくに、「忠実な表現」を、認識を前提としたうえでの適切な測定基礎の選択に際した制約条件と位置づけた点が、OPの大きな特徴である。なお、いかなる個別要件も設定しないというOPの提案を前提として、稀であったと

35) OPの提案は、基準レベルにおいて対象項目の範囲を縮小することまでも制限しないはずである。

しても測定不能となる状況を想定すれば、財務諸表本体において項目のみを表示する「ゼロ認識」<sup>36)</sup>の適用も考えておくべきように思われる。ちなみに、OPは、表示問題には言及していない。

OPが提示した認識要件は、究極的に簡素化されている。これにより、OPが提案する会計プロセスについて、定義の充足は認識を包摂し、また、測定も認識を包摂することとなる。また、個別要件を設定することによる機会主義的行動は排除されよう (OP, par. 3.18)。

### 6.1.3 測定

すでに明らかなように、測定は、負債会計のグランドデザインにかかわる問題と捉えるべきである。OPは、定義、認識、測定の順に検討を行っているが、むしろ、測定問題から検討を始めたほうがよいようにさえ思われる。

OPは、測定モデルの理念型として、単一の測定属性(「出口価格」)を用いるモデルを提案している。かかる事実は、現行のフレームワークにおける財務報告の目的および財務情報の質的特性から、単一の測定属性を採るモデルと混合モデルのいずれも導出しうることを示唆している。

混合モデルを採るOPの提案モデルは、「コストベネフィット」を根拠として、「出口価格」以外の属性の適用を認める。とくに、事後測定における「償却原価」の適用について、「コストベネフィット」を根拠とするのが、OPの顕著な特徴である<sup>37)</sup>。金融負債を前提として、混合モデルという測定モデルの外観と選択可能な測定属性は同じであっても、OPと現行基準ではその根拠が大きく異なる。とはいえ、OPが提案する混合モデルも、現行のフレームワークから導出されうるモデルの一類型なのである。

また、OPの測定モデルは、ビルディングブロックを基礎とした「価値」測定を念頭に置いている。「リスク調整」の手法について、リスクフリー利子率を引き下げることが直観に反するというのであれば、キャッシュフローに調整することによりそれを回避すればよい。そうすると、計算技法としては、期待現在価値法(キャッシュフローに調整する「第1法」)がより適合的となる(IFRS 13, par. B29)。また、「主体に固有の価値」の算定においても「不履行リスク」を反映するのが、OPの特徴である。これについて、議論が平行線を辿る現状をふまえ、誤解をおそれずにいえば、「コストベネフィット」に着目した議論が可能か、一考の余地もあるように思われる。いずれにしても、直観に照らして懸念が表明される論点については、建設的な議論が行われるようとくに留意しなければならない。

さらに、「価値」測定を行う場合、事後測定において測定額が変動し、さらには最終的な決済において実際発生額との差額が生じうる。それらの額は、利益計算に反映される。しかも、その額が多額にのぼることも予想されることから、当該差額を純利益計算の区分と包括利益計算の区分のいずれにおいて表示すべきかについても問題となろう<sup>38)</sup>。

その他、「入口価格」の取扱いからも明らかなように、OPは、収益認識のモデルに対して懐疑的であることが窺える。また、測定に限った議論ではないが、資産の会計モデルとの対称性も勘案する必要がある。これについて、OPは今後の課題としている(OP, par. 6.2)。

### 6.1.4 開示

負債の開示をめぐるOPの議論および見解は、開示情報のさらなる拡充を提案している。ただ

36) 詳細については、佐藤(2014)を参照。

37) 「コストベネフィット」に焦点を当てて混合モデルの適用可能性を分析したものとしては、川村(2014)を参照。

38) 例えば、現行基準において、金融負債の公正価値の変動のうち、不履行リスクに起因するものについては、その他の包括利益に表示する(IFRS 9, par. 5.7.7(a))。

し、そもそも OP が前提とする開示情報の拡充を求める情報利用者像は、必ずしも検証をつうじて合意が形成されたものではないように思われる。

「見積りの不確実性」に関して、算定基礎等の開示にとどまらず、感応度に関する情報の拡充は、情報利用者に資する可能性があることから、検討に値する。ただし、制度との対比において、感応度分析の開示の導入に際しては、非金融負債項目における開示の加重負担が問題となろう。

また、開示免除について、OP は、利害関係者全般の利害に照らして慎重に検討すべきとしている。もっとも、開示免除の決定が衡量の問題であるとして、財務上の利害を有する利害関係者を「主要な利用者グループ」と想定し、彼らに利することを優先するならば、(状況に応じて)開示免除は積極的に肯定せざるをえないはずである。

なお、必ずしも開示免除に直接関連を有するわけではないが、訴訟負債は一般的な基準よって対処することが難しい固有の特性を有している。ならば、基準レベルにおいて訴訟に関する個別指針等を別途作成することも、ひとつの方策となるであろう。

### 6.1.5 論拠としての「コストベネフィット」と「比較可能性」

以上の論評のほか、様々な局面において論拠として用いられる「コストベネフィット」および「比較可能性」について、次の点を指摘することができる。

まず、「コストベネフィット」は、OP において論拠を形成する鍵となる概念であり、しかもその用途は多岐にわたる。「コストベネフィット」は、①定義の充足(訴訟負債の認識遅延)、②(黙示的ではあるが)認識の制約条件、③提案モデルの当初測定(b)における「ピュア」では

ない「出口価格」の適用、④提案モデルの事後測定(b)における「償却原価」の適用、および⑤「存在の不確実性」に関する開示の省略に関する根拠として用いられている。もっとも、OP は、その「コスト」と「ベネフィット」の具体的な把握の手法についてまで言及していない。「コスト」については、情報の種類に応じて相違することが指摘される場所である(IASB 2010a, par. QC 3)。また、「ベネフィット」の定量化が非常に悩ましい問題となろうことは、想像に難くないはずである。

また、「比較可能性」は、①(OP は支持しないが)負債の範囲の縮小、②提案モデルの当初測定(b)の肯定、および③「主体に固有の価値」の算定における市場参加者の観点に基づくリスク調整において根拠として用いられている。もっとも、そもそも、「比較可能性」は、IASB の現行フレームワークにおいて、補強的な特性とされる。つまり、「目的適合性」と「忠実な表現」を満たす財務情報は、究極的には「比較可能性」がなくとも有用でありうる(IASB 2010a, par. BC3.10)。そこで、「比較可能性」を主要な論拠とすることの是非を問わねばならないであろう。また、そもそも、「比較可能性」がただちに財務情報の有用性に資することについて、合意が得られているわけでもない<sup>39)</sup>。

さらに、すでに明らかなように、「コストベネフィット」と「比較可能性」は、文脈に応じて多義的に用いられる点にも留意を要する。OP において、「コストベネフィット」は情報作成者および(または)情報利用者の観点から用いられ、「比較可能性」は主体間比較および(または)期間比較の観点から用いられる。

## 6.2 2013 年「討議資料」との異同

IASB は、2013 年に討議資料「財務報告の概念フレームワークの見直し」(DP)を公表している。DP も、OP と同様、IASB の現行フレー

39) これについては、大日方(2002)を参照。

ムワークにおける財務報告の目的と財務情報の質的特性に即して (DP, par. 1.34), 負債の会計モデルを提案している。そうであるにもかかわらず, 双方の提案は, とくに測定に関して大きく相違する。以下, OPとDPの異同を概観する (なお, あわせて表2を参照)。

定義について, DPも, 負債を直接定義すること, 資産の定義と対称性を有するよう定義することを前提としている。そして, 「過去の事象により報告主体に生じる現在の債務であり, 経済的資源<sup>40)</sup>の移転を伴うもの」とする定義案を提示している (DP, par. 2.11)。当該定義案は, ①「現在の債務」であること (経済的便益の流出に直接焦点を当てないこと), ②「存在の不確実性」を問わないこと, ③範囲に関して概念の明確化を条件として推定債務を含めること (表1参照) が大きな特徴である (DP, pars. 2.10(a) (ii) (iv), 2.35, and 3.62)。したがって, OPとDPの定義案は, 「存在の不確実性」の取扱いと負債の範囲の2点において共通する。ただし, 具体的な範囲が一致するとは限らない (McGregor 2013b, slide 7)。

他方, 双方の定義案は, ①「過去の事象 (past events)」への言及と, ②負債を「債務」(DP) とするか「経済的負担」(OP) とするかという2点において相違する。①について, DPは, 債務を課す原因となった過去の取引その他の事象を会計処理の対象とすることを強調すべく, 「過去の事象」という文言を織り込んでいる (DP, par. 2.16(c))。②の相違は, 「過去の事象により報告主体が支配する現在の経済的資源」(DP, par. 2.11) という資産の定義案と対称的といえる文言 (とくに「経済的資源」という文言) が複数存在することを示唆している。また, ②

の相違は, 負債の存在についての判定に相違を生む。訴訟負債を例に挙げると, OPにおいては, 主体が法に違反した段階で (概念上) 負債が存在すると判定される (OP, par. 2.96)。それに対し, DPにおいては, いかなる時点において「現在の債務」が存在するか, (概念上) 定かではない (McGregor 2013b, slide 10)。さらに, OPとDPは, 主体の将来行動に左右される条件付債務の取扱いが異なる。DPの見解2 (「現在の債務は過去の事象により生じ, 実質的に無条件のもの (practically unconditional) でなければならない」とOPでは<sup>41)</sup>, ①「賦課金」(市場占有率に基づくもの以外), ②「変動リース料 (variable lease payments)」, ③「条件付対価 (contingent consideration)」について, 債務の存在の判定結果に相違が生じる (McGregor 2013b, slides 11-17; DP, pars. 3.77-3.83)。

認識について, DPは, OPと同様, 原則としてすべての負債を認識すべきとしている (DP, par. 4.5)。これにより, DPも, (概念レベルの) 蓋然性要件の削除を提案している (DP, par. 4.8)。また, 測定可能性要件について, 「信頼性」から「忠実な表現」への置換えに伴い, 信頼性に基づく測定可能性要件が不要となることについても, 双方の見解は共通している (DP, par. 4.16)。もっとも, DPは, ①「目的適合性とコストベネフィット」および②「忠実な表現」に基づく制約を課している<sup>42)</sup>。具体的には, ①により, 認識しても「目的適合性」が認められないか, 情報作成コストを正当化するに十分な「目的適合性」が認められなければ, 当該項目を認識しない (DP, par. 4.25(a))。また, ②により, 必要なすべての記述および説明を開示しても債務とその変動 (結果として生じる収益と費

40) 「経済的資源 (economic resource)」とは, 「経済的便益を創出する能力を有する権利その他の価値の源泉」をいう (DP, par. 2.11)。

41) DPは, 見解2のほか, 見解1「現在の債務は過去の事象により生じたものでなければならず, 厳密に無条件のもの (strictly unconditional)」, 見解3「現在の債務は過去の事象により生じたものでなければならぬが, 将来の行動を条件としてもよい」を挙げている。なお, 見解1は棄却された (DP, par. 3.96)。

42) なお, 補強的特性に関する明示的な制約を課す必要はない (DP, par. 4.23)。

用)を忠実に表現できる測定額が存在しなければ、当該項目を認識しない(DP, pars. 4.19 and 4.25(b))。

測定について、DPは、単一の測定属性を適用するモデルを採らない(OP, pars. 6.35(b))。その論拠として、DPは、①すべての(資産および)負債を原価ベースによって測定することは目的適合的とはいえない、②一部の(資産および)負債について、現在の市場価格に関する情報は目的適合性とはいえない、③観察不能な現在の市場価格の見積りが主観的となり、「コストベネフィット」に抵触しうるためとしている(DP, par. 6.13)。

混合モデルの適用に際し、DPは、当初測定および事後測定における測定額の目的適合性を、将来キャッシュフローへの寄与と、財政状態計算書・純損益およびその他の包括利益計算書における影響に照らして決定すべきとしたうえで、負債については個々の決済または履行の方法に即して測定属性を決定すべきとしている(DP, pars. 6.35(c)(d)(ii), and 6.97)。したがって、「出口価格」の統一適用を理念型とし、「コストベネフィット」に照らして混合モデルを適用可能な提案モデルとするOPとは、見解が大きく相違する。

なお、DPは、「理解可能性」に照らして、適用する測定属性を必要最小限にすべきとしている(DP, pars. 6.23 and 6.35(e))。そのうえで、DPは、①「原価ベースの測定(cost-based measurements)、②「公正価値を含む現在の市場価格(current market prices including fair value)」、③「他のキャッシュフローベースの測定(other cash-flow-based measurements)」という3つの測定区分を挙げている(DP, par. 6.37)。また、DPは、③の適用に際して考慮すべき要因として、OPと同様のビルディングブロックを挙げ、市場参加者と報告主体の観点のいずれによる見積りも想定している(DP, par.

6.112)。もっとも、DPは、報告主体の観点から見積りを行う場合における「不履行リスク」の取扱いを明確にしてはいない(DP, par. 6.130)。

開示(DPは表示も含む)について、DPは包括的な検討を行い<sup>43)</sup>、有用な情報の区分ごとに開示すべき事項に言及している。OPが言及した一部の開示項目(とくに未認識項目の情報および認識項目の測定手法・仮定・判断に関する情報)について、DPも同様の情報を開示すべきとしている(DP, Table 7.1)。

OPとDPの提案を比較すると、IASBの現行フレームワークから異なる会計モデルが導出されることが浮き彫りとなる。これについては、必要に応じて多様な会計モデルを設計することができるとして、肯定的に解することができる。しかし、それと同時に、概念フレームワークをもってしても会計モデルを一様に決定できないとして、否定的に解することもできるであろう。

### 6.3 ASAF における議論

最後に、ASAF(2013年12月開催)における議論(ASAF参加者の意見)を概観しよう。ASAFにおいては、OPとDPとの対比により、定義と認識の問題に焦点が当てられた(IASB, 2013f, par. 9)。とくに、定義について重点的に議論されたことが窺える。

定義をめぐるのは、負債の範囲について、費用認識の側面から縮小に賛成する意見が示された。つまり、法的強制力の有無に照らして真に債務とはいえない項目を認識することに伴う費用額の増大を根拠として、負債の範囲を縮小すべしとする見解である(IASB, 2013f, par. 10) また、定義案における「経済的負担」(OP)と「債務」(DP)という文言の相違について、「経済的負担」としたほうが資産の定義との対称性がより確保されるとの意見が示された。それとともに、「経済的負担」とした場合には、「現在の債務」の識別プロセスが複雑になる(「経済的

43) OPも、開示に関する包括的な検討の必要性を指摘している(OP, fn. 156)。

負担」の識別と、「債務を負う」ことについての識別の2段階」という懸念も示された (IASB, 2013f, par. 10)。その他、「コストベネフィット」に照らした訴訟負債の認識遅延 (違反が発覚するまで認識しない) と、主体の将来行動に左右される条件付債務についても議論されている<sup>44)</sup>。

認識については、「コストベネフィット」要件の取扱いが検討されている。そして、基準レベルにおいて「コストベネフィット」による制約を課す可能性があるならば、概念レベルにおいて明示的に要件を設けておくことにより、首尾一貫した基準設定が可能となるという意見が示された (IASB, 2013f, par. 10)。

なお、時間的な制約もあろうが、測定問題に言及された形跡がない。あわせて、賛否が分かれるであろう蓋然性要件および不履行リスクの取扱いについても言及された形跡もない。ちなみに、企業会計基準委員会は、蓋然性要件の削除に反対し、測定について概ね DP の見解を支持する意見案を用意していた (企業会計基準委員会 2013, pp. 9-10)。

---

44) これらについては、本稿において言及した内容以上の議論は行われていないと判断できるため、詳細は割愛する (注11および6.2を参照)。

【表1】推定債務にかかる文言修正

IAS 第37号	作業草案・OPの解釈	DP
<p>推定債務とは、次に示す主体の行動により生じた債務をいう (IAS37, par. 10)。</p>	<p>主体は、次の状況に限り、推定債務を有する可能性がある (IASB 2010a, par. 12)。</p>	<p>推定債務の定義を補足すべく、次の3点を強調する追加指針の提供が考えられる (DP, par. 3.50)。</p>
<p>(a) 確立された過去の慣習、公表された方針、または十分に明確な最新の声明により、主体が他の主体に対し、「ある責任 (certain responsibilities)」を負担するであろうことを示唆しており、</p>	<p>(a) 確立された過去の慣習、公表された方針、または十分に明確な最新の声明により、主体が他の主体に対し、「特定の責任 (specific responsibilities)」を負担するであろうことを示唆し、 ⇒ 「ある責任」から「特定の責任」へと文言を変更することにより、債務の性質に明確に焦点を当てる (OP, par. 2.26)。</p>	<p>(a) 他の者に対する義務または責任を有していること。 主体が自身の最善の利益または株主の最善の利益のために行動することを経済的に強制されるだけでは不十分である。</p>
<p>(b) その結果、他の主体に対して、これらの責任を履行するであろうという妥当な期待を抱かせるに至ったこと。</p>	<p>(b) 「履行により便益を享受するかまたは不履行により害を被る主体」に対し、当該責任を受け入れることが示唆されており、 ⇒ 責任を負う主体の特性を明確にすることにより、経済的な負担が存在しなければならないことを明確にする (OP, par. 2.26)。</p> <p>(c) その結果、他の主体に対して、責任の履行に対する「合理的に依拠できる (reasonably rely on it)」という妥当な期待を抱かせるに至ったこと。 ⇒ 責任の履行について、「合理的に依拠できる」ことにより、初めて責任が存在することを明確にする (OP, par. 2.26)。</p>	<p>(b) 当該他の者は、主体が義務または責任を履行することにより便益を享受するか、履行しないことにより害を被る者であること。</p> <p>(c) 過去の行動により、当該他の者が、主体が義務または責任を履行すると合理的に依拠できること。</p>

(出所 IAS 第37号, OP, IASB (2010a) をもとに筆者作成。)

【表2】 OP と DP の比較 (定義・認識・測定)

論点	OP	DP	比較 (主な異同)
定義	報告主体が債務を負う現在の経済的負担。	過去の事象により報告主体に生じる現在の債務であり、経済的資源の移転を伴うもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに「存在の不確実性」の程度を問わない。</li> <li>・ともに推定債務を含む。</li> <li>・OPは「過去の事象」に言及しないのに対し、DPは言及する。</li> <li>・OPは負債を「経済的負担」とするのに対し、DPは「債務」とする。</li> </ul>
認識	定義を充足すること。	定義を充足すること。 ただし、 (a) 測定額に「目的適合性」が認められること。 (b) コストを正当化するに十分な「目的適合性」が認められること。 (c) 「忠実な表現」が担保されること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに蓋然性要件を削除する。</li> <li>・ともに「信頼性」に基づく測定可能性要件を削除する。</li> <li>・OPは定義の充足のみを明示的要件とするのに対し、DPは「目的適合性」、「コストベネフィット」、「忠実な表現」に関する制約を課す。</li> </ul>
測定	(理念型) 当初測定および事後測定において、「出口価格」を一律に適用する。  (提案モデル) 1) 当初測定 (a) 容易に決定可能であれば、「出口価格」を適用する。 (b) 「出口価格」を容易に決定できなければ、利用可能なビルディングブロックには現在の市場に基づく見積りを、利用不能なものには主体固有の現在の見積りを用いる。 2) 事後測定 (a) 「出口価格」を適用する。 (b) 資源流出の時期および金額の変動がないか、あってもほとんどない場合、「償却原価」を適用する。	当初測定および事後測定において、個々の負債の決済または履行の方法に即して、測定属性を決定する(混合モデル)。  考えられる測定基礎： (a) 原価ベースの測定 (b) 公正価値を含む現在の市場価格 (c) 他のキャッシュフローベースの測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OPの理念型は、単一の測定属性を適用するモデルである。</li> <li>・OPの提案モデルとDPは、ともに混合モデルである。</li> <li>・混合モデルの根拠として、OPが「コストベネフィット」を挙げるのに対し、DPは「キャッシュフローへの寄与」を挙げる。</li> <li>・報告主体の観点からの見積りにおける「不履行リスク」について、OPは反映すべきことを明確にしているのに対し、DPは明確にしていない。</li> </ul>

(出所 OP, DP, McGregor (2013b) をもとに筆者作成。)

## 参考文献

- FASB. 2000. *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. SFAC No.7.
- . 2015a. *Asset Retirement and Environmental Obligations*. ASC 410-20 (viewed March 31, 2015).
- . 2015b. *Exit or Disposal Cost Obligations*. ASC 420-10 (viewed March 31, 2015).
- . 2015c. *Guarantees*. ASC 460 (viewed March 31, 2015).
- IASB. 2004. *Impairment of Assets*. IAS 36 (revised 2004).
- . 2005a. *Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*. Exposure Draft.
- . 2005b. *Insurance Contracts*. IFRS 4 (revised 2013).
- . 2006a. *Conceptual Framework — Elements 2: Liability Definition*. Agenda Paper 9A.
- . 2006b. *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Information*. Discussion Paper.
- . 2007. *Preliminary Views on Insurance Contracts. Part 1: Invitation to Comment and Main Text*. Discussion Paper.
- . 2008. *Conceptual Framework — Phase B Element Definitions*. IASB/FASB Joint Agenda Paper 2 (FASB Memorandum No. 75).
- . 2009. *Share-based Payment*. IFRS 2 (revised 2009).
- . 2010a. *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- . 2010b. *Liabilities*. Working Draft.
- . 2010c. *Insurance Contracts*. Exposure Draft. ED/2010/8.
- . 2010d. *Insurance Contracts*. Basis for Conclusions. ED/2010/8.
- . 2011a. *Fair Value Measurement*. IFRS 13.
- . 2011b. *Presentation of Financial Statements*. IAS 1 (revised 2011).
- . 2011c. *Comparison of Different Measures*. Cross-Cutting Issues-Measuring Uncertain Future Cash Flows. Staff Paper. IASB Agenda Reference 2A/FASB Agenda Reference 1A.
- . 2013a. *Employee Benefits*. IAS 19 (revised 2013).
- . 2013b. *Insurance Contracts*. Exposure Draft. ED/2013/7.
- . 2013c. *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. IAS 39 (revised 2013).
- . 2013d. *Financial Instruments: Disclosures*. IFRS 7 (revised 2013).
- . 2013e. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper.
- . 2013f. *Summary Note of the Accounting Standards Advisory Forum held on 5- 6 December 2013 at the IASB Offices Cannon Street, London*.
- . 2013g. *Snapshot: Review of the Conceptual Framework*.
- . 2013h. *Levies*. IFRIC Interpretation 21.
- . 2014a. *Financial Instruments*. IFRS 9 (revised 2014).
- . 2014b. *Revenue from Contracts with Customers*. IFRS 15.
- IASC. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- . 1998. *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. IAS 37.
- . 1999. *Interim Financial Reporting*. IAS 34.
- IPSASB. 2012. *Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Elements and Recognition in Financial Statements*. Conceptual Framework Exposure Draft 2.
- . 2014. *The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities*. Final Pronouncement.
- McGregor, Warren J. 2013a. *Liabilities — The Neglected Element: A Conceptual Analysis of the Financial Reporting of Liabilities*. AASB Occasional Paper No. 1. AASB.
- . 2013b. *Hot Topics: Liabilities*. AASB.
- Upton, Jr., Wayne S. 2009. *Credit Risk in Liability Measurement*. Staff Paper: Accompanying DP/2009/2. IASB.
- 赤塚尚之. 2012a. 「負債の範囲と財務情報の有用性—比較可能性の追求が及ぼす影響—」『彦根論叢』(393): 66-77. 滋賀大学経済学会.
- . 2012b. 「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」『滋賀大学経済学部研究年報』(19): 93-104. 滋賀大学経済学部.
- . 2014. 「非金融負債の確率的測定—将来キャッシュアウトフローの見積りにおける最頻値, 中央値, 期待値の選択問題—」『滋賀大学経済学部研究年報』(21): 67-90. 滋賀大学.
- 秋葉賢一. 2014. 「IFRS第15号の我が国への影響」『企業会計』66(9): 55-61.
- 岩崎 勇. 2014. 「IASBの概念フレームワークについて—2013年討議資料等を中心として—」『産業経理』74(1): 16-26.
- 大日方 隆. 2002. 「デイスカッションⅢb 財務情報の質的要件」(斎藤静樹編著. 2002. 『会計基準の基礎概念』中央経済社: 109-110).
- 川村義則. 1999. 「現在価値の測定をめぐる問題について—保証債務の会計処理への応用—」『会計』156(6): 80-94.
- . 2014. 「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション—公正価値測定と歴史的原価のコスト分析—」『会計』185(1): 46-62.
- 企業会計基準委員会. 2013. 「負債(豪州会計基準委員会が公表した随時ペーパー)」ASAF対応. 第276回企業会計基準委員会 審議事項(1)-2. AF 2013-19.
- 草野真樹. 2014. 「IASB討議資料における利益と測定」『企業会計』66(1): 150-157.

- 佐藤信彦. 2014. 「会計上の認識範囲の拡大—未履行契約を題材として—」『会計』185(1): 63-76.
- 志賀 理. 「FASB『財務会計概念ステイメント第8号』の本質的意味」『同志社商学』62(5・6): 34-45. 同志社大学.
- 高須教夫. 2014. 「認識および認識の中止」『企業会計』66(1): 137-142.
- 徳賀芳弘. 2011. 「負債と経済的義務」(斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集. 2011. 『企業会計の基礎概念』第4巻. 中央経済社: 113-163).
- 長束 航. 2010. 「投資情報の拡大と負債概念—会計基準設定の国際的動向からの考察—」『企業会計』62(10): 104-112.
- 中山重穂. 2013. 『財務報告に関する概念フレームワークの設定—財務情報の質的特性を中心として—』成文堂.
- 山田純平. 2014. 「資本・資産・負債」『企業会計』66(1): 143-149.
- 有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ編. 2011. 『IFRS 保険契約』清文社.
- 米山正樹. 2014. 「IFRS 概念フレームワークをめぐる論点」『企業会計』66(1): 43-51.

# Annotated Bibliography of AASB Occasional Paper No. 1 “Liabilities—The Neglected Element: A Conceptual Analysis of the Financial Reporting of Liabilities” (written by Warren J McGregor)

Naoyuki Akatsuka

The aim of this paper is to introduce the proposals of AASB Occasional Paper No. 1 in the Japanese language. This Occasional Paper focuses on the accounting for liabilities (definition, recognition, measurement, and disclosure issues) neglected until recently. As far as I know, there are no materials in Japan that focus on the Occasional Paper itself except ASBJ (2013) prepared for the ASAF meeting held on December 2013.

Occasional Paper No. 1 leads the proposals of accounting for liabilities from IASB's conceptual framework, especially “the objective of general purpose financial reporting” and “the qualitative characteristics of useful financial information”. The main proposals of Occasional Paper No. 1 are:

(a) Definition: Liabilities should be defined “broadly” .

A liability of an entity is a present economic burden for which the entity is obligated.

(b) Recognition: There should be no need for “separate recognition criteria” .

A entity shall recognize a liability if the item meets the definition of a liability.

(c) Measurement: Measuring all liabilities using “exit price” (namely “fair value”) is desirable (applying the measurement model using single measurement attributes). However, this proposal does not prevent the measurement model from applying a mixed measurement model on “cost-benefit” grounds.

At initial measurement, Occasional Paper No. 1 proposes the following measurement model:

( i ) use exit price if it is readily determinable; or

( ii ) if exit price is not readily determinable, measure the liability at its current value using current market-based estimates where they are available, and “current entity-specific estimates” otherwise.

At subsequent measurement, Occasional Paper proposes following measurement model.

( i ) use exit price; or

( ii ) use “amortised cost” if there is little or no variability in the timing or amount of future resource flows.

(d) Disclosure: Users of financial information will need more information about liabilities

(whether they are recognised or not) than at present.

Measurement issue is key of the proposals of the Occasional Paper because they significantly affect the definition, recognition, and disclosure of liabilities. The main implications from the proposals of measurement are:

- (a) It is possible to derive a measurement model using single measurement attributes from the existing conceptual framework.
- (b) A mixed measurement model can be justified on cost-benefit grounds. There should be no need to consider how to settle or fulfil the particular liability when the entity chooses the appropriate measurement attribute.

In addition, it is remarkable that the proposals of accounting for liabilities (especially the measurement model) in the Discussion Paper “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting” issued by the IASB are quite different from those of the Occasional Paper, though both rely on the same existing conceptual framework.

I hope more attention should be paid to the issues of accounting for liabilities in Japan in the same manner as the issues of the amortisation of the goodwill or the necessity of profit or loss concept.

**Keywords** : constrictive obligation, economic burden, relevance, faithful representation, exit price, cost benefit, non-performance risk, and sensitivity analysis.